

## 八尾市環境総合計画・八尾市地球温暖化対策実行計画改定方針（案）

### 1. 計画改定の趣旨

本市では、豊かな環境の保全及び創造に関する理念を示した八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年条例第16号）を制定し、平成10年7月に同条例第7条に基づき、「八尾市環境総合計画」を策定しました。また、令和3年3月に改定をいたしました現計画においては、望ましい環境像として、「自然と共生した快適な環境をみんなでづくり未来へつなぐまち、やお」を掲げ、その実現に向けて6つの基本方針と15の施策をもとに取組を進めているところであります。

また、「八尾市環境総合計画」の部門別計画として、市域全体から排出される温室効果ガスの削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、平成22年3月に「八尾市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。令和3年3月に改定をいたしました現計画においては、令和32年度（2050年度）までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす目標を掲げています。

令和3年4月の気候サミットにおいて、我が国が、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量について平成25年度（2013年度）比46%削減をめざし、さらに50%削減の高みに向け、挑戦することを表明しました。また、令和3年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、令和12年度（2030年度）中期目標の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比26%削減から46%削減へと見直されました。

大阪府においては、令和3年（2021年）3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画」が策定され、令和12年度（2030年度）の府域の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で40%削減をめざすこととしていますが、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととされています。

社会情勢の変化や国・大阪府の動向を踏まえ、「八尾市環境総合計画」・「八尾市地球温暖化対策実行計画」の改定を行うものです。

### 2. 計画の位置付け

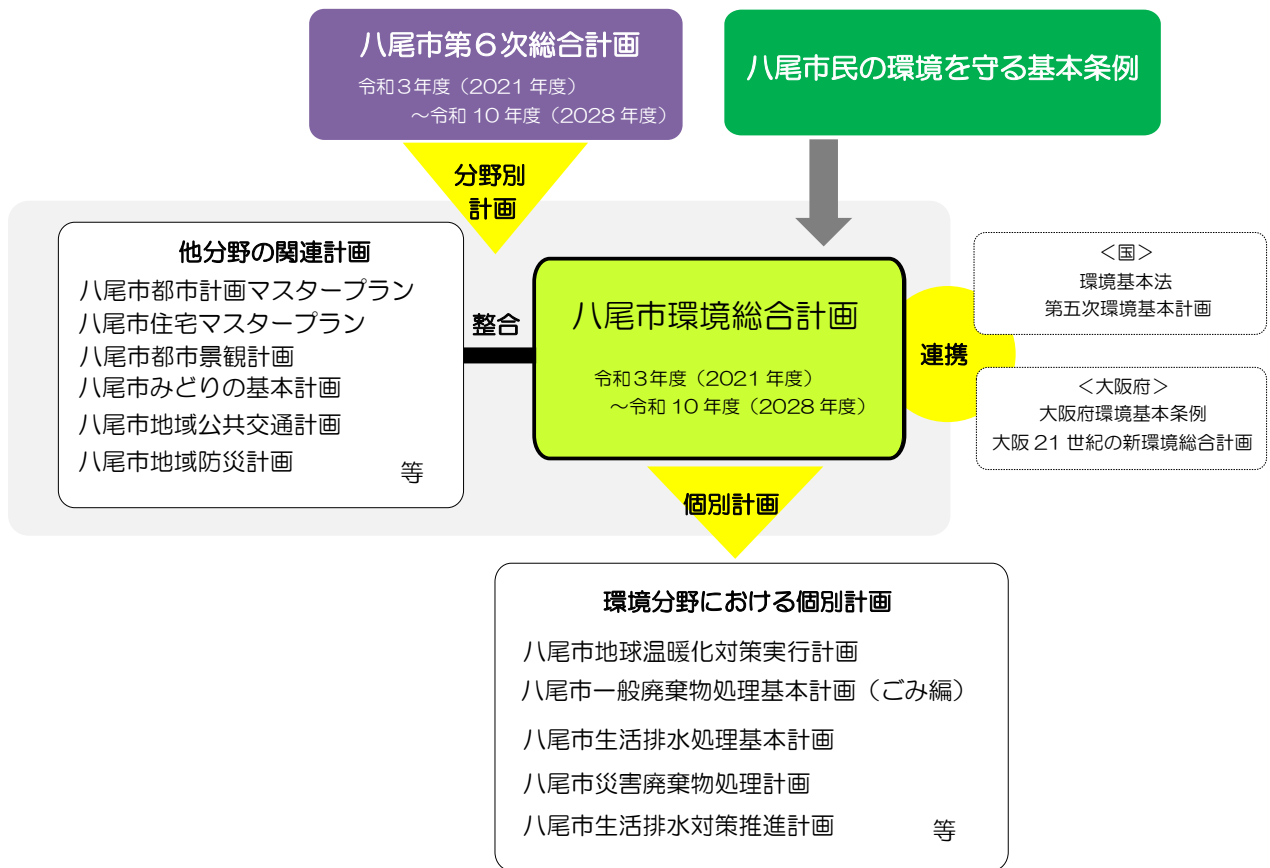
#### (1) 基本条例における位置付け

基本条例第7条第1項には「市長は、前条の基本方針に基づく豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境総合計画を策定しなければならない。」と規定されており、現計画である「八尾市環境総合計画」は当該規定に基づくものです。

#### (2) 計画の位置づけ

「八尾市環境総合計画」は、「八尾市第6次総合計画」の環境面における部門計画であり、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。また、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」、「生物多様性基本法」等の関連法との整合性を保ちつつ、今後の本市の環境行政に関して、良好な環境を保全・創出することをめざして、地球環境・生活環境・自然環境・環境活動等の分野における基本的な方向性を定めたものです。

なかでも、地球環境においては、「八尾市環境総合計画」の個別計画である「八尾市地球温暖化対策実行計画」にて、温室効果ガスの削減に向けた取組を定めています。なお、「八尾市地球温暖化対策実行計画」は、今回の計画改定の趣旨において、関連性の高い個別計画となります。



計画の位置付け

3. 計画改定の基本姿勢

- (1) 国・大阪府の関連する計画等の内容・動向を勘案した改定を行います。
- (2) 現計画の構成を継承しつつ、現状に即した改定を行います。
- (3) 市・市民・事業者が協働して取り組める、実効性の確保が図られた改定を行います。

4. 計画期間

現計画の計画期間を見直す必要があった場合、計画期間の見直しも視野に入れることとします。

5. 改定スケジュール

	令和3年度					令和4年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
八尾市環境総合計画	改定方針の作成	改定にかかる論点整理		改定ポイントと改定案を作成					計画素案作成			計画案作成		パブコメ募集	パブコメ公表	計画改定	
八尾市地球温暖化対策実行計画	改定方針の作成	改定にかかる論点整理		改定ポイントと改定案を作成					計画素案作成			計画案作成		パブコメ募集	パブコメ公表	計画改定	
八尾市環境審議会	第1回審議会委員・部局											第2回審議会		第3回審議会	審中		
八尾市環境審議会温暖化対策部会				第1回部会						第2回部会		第3回部会		第4回部会			

## 6. 推進体制

### (1) 八尾市環境審議会

基本条例第 23 条に規定されている本市の附属機関であり、学識経験者、公募の市民、関係行政機関等で構成されます。当該審議会の役割の一つとして、「環境総合計画に関する事項」があり、改定の方向性や内容について審議します。

### (2) 庁内組織

八尾市庁内における関係課との調整を図り、各計画の改定を行います。